

甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要領

農林水産省生産局長通知

平成25年2月26日付け24生産第2827号

一部改正 平成26年2月6日付け25生産第2983号

第1 趣旨

甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づく甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

1 効率的機械作業体制緊急整備事業

(1) さとうきび農業機械等リース支援事業 別記1

(2) 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業 別記2

2 さとうきび生産回復・増産体制緊急確立事業

(1) さとうきび増産緊急対策事業 別記3

(2) 国内産糖経営体質強化対策事業 別記4

第3 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、毎年度、事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第7号により作成し、基金管理団体に報告するものとする。

2 基金管理団体は、1により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。))に報告するものとする。

第4 事業の評価

1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第8号により自ら評価を行い、基金管理団体に報告するものとする。

2 基金管理団体は、1の事業評価の報告を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

3 基金管理団体は、2の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、成果目標達成に向けた改善計画を別記様式第10号により提出させるものとする。

4 3により実施した取組の評価については、1及び2に準じて行うものとする。

- 5 基金管理団体は、2及び4の評価結果を地方農政局長に報告するとともに、別紙様式第9号により、原則として事業評価を行った年度に公表するものとする。
- 6 基金管理団体は、3により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長に報告するものとする。
- 7 国は、事業の実施効果等本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第5 事務費

要綱第5の5のただし書の経費については、別記5に掲げる経費とする。

第6 不正行為等に対する措置

- 1 基金管理団体は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施等に関して不正な行為や不適切な手続等をした場合又はその疑いがある場合にあつては、事前に地方農政局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生要因の解明を行い、事業実施主体に対して、是正措置等適切な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 2 基金管理団体は、事業実施主体が（1）の規定による指導に基づく是正措置等を講じていないと判断される場合には、事前に地方農政局長に協議の上、事業実施計画の承認の取消しや、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第7 その他

基金管理団体は、事業実施主体に対し、本事業の実施に係る書類、収入及び支出に関する帳簿、証拠書類等について、事業の実施年度の翌年度から起算して5年間適切に整備保管させるものとする。

附則 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

(別記1)

さとうきび農業機械等リース支援事業

第1 事業の内容

基金管理団体は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により、次に定める農業機械等の導入に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

1 農業機械

- (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）
- (2) 株出管理作業機
- (3) 苗植付機
- (4) 乗用トラクター
- (5) 防除用機械
- (6) 堆肥散布機
- (7) 肥料散布機
- (8) 耕土改良用機械
- (9) 耕うん用機械
- (10) 砕土整地用機械
- (11) 栽培管理用機械
- (12) 搬出機
- (13) 脱葉機

2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）

- (1) 設置型農業用タンク
- (2) 灌水ポンプ
- (3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー等）

3 その他の農業機械等

基金管理団体は、1及び2に定める農業機械等のほか、地域の実情及び要綱第1の政策目的を達成する観点から、さとうきびの生産に係る農業機械等のうち特に必要と認めたものについて、地方農政局長に協議の上、リース契約による導入に必要な経費について、事業実施主体に助成できるものとする。

ただし、特に必要と認めた農業機械等の導入に必要な経費に対する助成金の総額は、各基金管理団体へ交付された本事業の交付額の20%を上限とする。

第2 事業実施主体

要綱別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の4から6までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

- 2 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の7の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 10a当たりの労働時間を10%以上削減
- (2) 10a当たりの収量を5%以上増加
- (3) 株出栽培面積の割合を5%以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

4 事業実施計画の承認基準

- (1) 事業実施計画の内容が、第3の1の成果目標に沿っていること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 次に掲げる項目を満たすこと。
 - ア 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
 - イ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
 - ウ 導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - エ 受益農家戸数が3戸以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸を満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めるものとする。
 - オ 助成の対象となる農業機械等は、新品に限るものとし、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
 - カ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
 - キ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
 - ク 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - ケ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
 - コ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第4 事務手続

1 事業計画

(1) 事業計画の作成

基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の内容

事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施年度

イ 事業内容

(ア) 導入する機械・機材

(イ) 事業費及び負担区分

ウ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の3割を超える増減

2 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別紙様式第3号によって事業実施計画を作成し、必要に応じ事前に九州農政局又は内閣府沖縄総合事務局において必要な添付資料の添付等について確認を受けた上で、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとし、当該申請に当たって、事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）を添付するものとする。

(2) 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 導入する機械・機材

(イ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画が、第3に掲げる全ての事項を満たす場合に限り、別記様式第6号により事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号により、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 県への情報提供

基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

(5) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は(1)及び(2)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 農業機械等の変更

エ 事業費又は事業量の3割を超える増減

オ 成果目標の変更

第5 助成

1 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象としないものとする。

2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房通知）によるものとする。

3 本事業の助成の対象となる経費は、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）の他に、リース事業者とのリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

(1) 保険料

(2) 固定資産税（償却資産）

(3) 金利

(4) その他生産局長が特に必要と認めるもの

4 リース事業者とのリース契約は、原則として一般競争入札によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第4の2の(3)により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

5 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる

農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

$$(1) \text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10 \text{以内}$$

$$(2) \text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10 \text{以内}$$

6 リース助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、事前に地方農政局長に協議の上、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別記2)

北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業

第1 事業の内容

基金管理団体は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により次に定める農業機械等の導入に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

1 てん菜及びばれいしょ生産に係る農業機械等

- (1) 育苗用機器（土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等）
- (2) ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- (3) プランター
- (4) ブームスプレーヤ
- (5) 茎葉裁断機
- (6) ハーベスタ
- (7) 除土積込機
- (8) セルフアンローダー
- (9) 粗選別機
- (10) 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

ア 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。

イ (2) から (6) までに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。

ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

2 かんしょ生産に係る農業機械

- (1) 挿苗機
- (2) 防除用機械
- (3) 茎葉裁断機
- (4) ハーベスタ

3 てん菜、ばれいしょ又はかんしょの生産に係るその他の農業機械等

基金管理団体は、1及び2に定める農業機械等のほか、地域の実情及び要綱第1の政策目的を達成する観点から、てん菜、ばれいしょ又はかんしょの生産に係る農業機械等のうち特に必要と認めたものについて、地方農政局長に協議の上、リース契約による導入に必要な経費について、事業実施主体に助成できるものとする。

ただし、特に必要と認めた農業機械等の導入に必要な経費に対する助成金の総額は、各基金管理団体へ交付された本事業の交付額の20%を上限とする。

4 対象品目

対象品目は、北海道においてはてん菜及びばれいしょ、南九州においてはかんしょとする。

第2 事業実施主体

要綱別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の4から6までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の7及び8の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 受益地区において、作付面積を1%以上増加
- (2) 受益地区において、労働時間を10%以上削減
- (3) 受益地区において、10a当たり収量を2%以上増加
- (4) 受益地区において、高糖性、加工適性、病虫害抵抗性等を有する優良品種の作付面積を5ポイント以上増加

又は、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

4 事業実施計画の承認基準

- (1) 事業実施計画内容が、第3の1の成果目標に沿っているものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 次に掲げる項目を満たすこと。
 - ア 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
 - イ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
 - ウ 導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結していること。

- エ 受益戸数が3戸以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸を満たなくなつた場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めるものとする。
- オ 助成の対象となる農業機械等は、新品に限るものとし、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
- カ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- キ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
- ク 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- ケ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- コ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第4 事務手続

1 事業計画

(1) 事業計画の作成

基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の内容

事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施年度

イ 事業内容

(ア) 導入する機械・機材

(イ) 事業費及び負担区分

ウ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の3割を超える増減

2 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別紙様式第3号によって事業実施計画を作成し、必要に応じ事前に北海道農政事務所又は九州農政局

において必要な添付資料の添付等について確認を受けた上で、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとし、当該申請に当たって、事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）を添付するものとする。

(2) 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 導入する機械・機材

(イ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画が、第3に掲げる全ての事項を満たす場合に限り、別記様式第6号により事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとする場合は、別記様式第4号により、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 道県への情報提供

基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する道県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた道県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

(5) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更については、次のとおりとし、重要な変更に係る手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 農業機械等の変更

エ 事業費又は事業量の3割を超える増減

オ 成果目標の変更

第5 助成

1 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象としないものとする。

2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、

食品流通局長通知) 及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知) によるものとする。

3 リース事業者とのリース契約は、原則として一般競争入札によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第4の2の(3)により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(2) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。

4 リース事業に係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2$ 以内

(2) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2$ 以内

5 リース助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、事前に地方農政局長の協議の上、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別記3)

さとうきび増産緊急対策事業

第1 事業の内容

基金管理団体は、基金を造成し、さとうきびの産地の実情に応じて、生産者が増産に向けて実施する土づくり、防除、農地流動化等の取組に必要な経費を助成するものとする。

なお、基金管理団体は、事業の実施に当たり、台風、干ばつ等の気象災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとする。

第2 事務手続

1 事業計画

(1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業内容

- (ア) 支援する取組の内容
- (イ) 事業実施主体名
- (ウ) 支援する取組の内容ごとの支援水準
- (エ) 支援する取組の内容ごとの事業費
- (オ) 事業の実施に係る事務に要する経費

イ 事業費及び負担区分（年度別）

ウ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次のとおりとし、重要な変更に係る手続は(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 支援する取組の内容及び支援水準の変更

2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出して、その承認を受けるものとする。なお、基金管理団体が事業実施主体となる場合には、地方農政局長の承認を受けるものとする。

また、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 取組内容

(イ) 取組規模

(ウ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

キ 協力体制

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、要綱別表の要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号によりあらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

エ 成果目標の変更

第3 事業の成果目標

1 成果目標は、次に掲げる目標から1つを選択するものとする。

(1) 生産量の増加

生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

(2) 作付面積の増加

作付面積を前年産と比較して1%以上増加。

2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、平成27年度とする。

第4 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記5に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記5の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものと見なすこととする。

2 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
- (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
- (4) 糖調法第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (5) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

3 2の(5)の規定にかかわらず、基金管理団体は、地方農政局長に協議の上、干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器具（灌水タンク等）を取得する取組については、本事業の補助対象とすることができる。ただし、当該器具の取得に必要な経費に対する助成金の総額は、各基金管理団体へ交付された本事業の交付額の20%を上限とする。

第5 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、所得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第6 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(別記4)

国内産糖経営体質強化対策事業

第1 事業の内容

基金管理団体は、以下の事業の実施に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

1 国内産糖製造合理化事業

(1) 国内産糖工場の生産性向上又は環境負荷軽減に資する次に掲げる施設の整備に要する経費を助成するものとする。

- ア 原料裁断設備
- イ 原料圧搾設備
- ウ 浸出設備
- エ 清浄設備
- オ 濃縮設備
- カ 結晶設備
- キ 分蜜設備
- ク ボイラー設備（給水ポンプ及びスチームアキュムレーターを含む。）
- ケ 集塵設備
- コ 電力設備
- サ 真空設備
- シ 排水処理設備
- ス 品質管理設備
- セ その他製糖に必要となる附帯設備

(2) (1) の施設整備に当たって必要となる、当該施設の稼働に必要な関連施設の基礎工事及び当該施設を管理するための建物の建設に要する経費を助成するものとする。

2 気象災害影響緩和対策事業

干ばつ、台風等の気象災害により、当該砂糖年度（10月1日から翌年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）の産糖量が平年より減少し、製造コストが上昇した場合に、国内産糖製造事業者の経営に与える影響を緩和するため、製造コストの上昇額の10分の8に相当する額を限度として、工場の次期操業に向けた1の(1)のアからスまでに掲げる施設の機能強化に要する経費を助成するものとする。

第2 事業の実施基準等

1 共通事項

(1) 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象外とする。

(2) 事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な実勢価格により算定するもの

とし、設備等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものであること。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不正事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）により行うこと。

- (3) 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とするものとする。
- (4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。
- (5) 本事業により整備した設備等には、事業名を表示すること。
- (6) 本事業により整備した設備等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営すること。

2 国内産糖製造合理化事業

第1の1の事業の実施に当たっては、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）を準用すること。

3 気象災害影響緩和対策事業

- (1) 第1の2の産糖量の平年値は次により算出するものとする。
当該砂糖年度の収穫面積×平均反収（過去7年中庸5年平均）×平均歩留（過去7年中庸5年平均）
- (2) 助成の限度額は次により算出するものとする。
当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト(※1)－標準的な製品重量当たりの製造コスト×当該砂糖年度の産糖量×0.8
※1 当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト
＝（標準的な原料重量当たりの固定費×操業度修正係数(※2)＋標準的な原料重量当たりの比例費）÷当該砂糖年度における製造歩留り
※2 操業度修正係数
＝標準的な原料処理量÷当該砂糖年度における原料処理量

4 その他

基金管理団体は、干ばつ、台風等の気象災害により、産糖量が平年より減少した場合に、国内産糖製造事業者の経営に与える影響を考慮し、第1の1の国内産糖製造合理化事業に優先して、第1の2の気象災害影響緩和対策事業を実施するよう配慮するものとする。

第3 事務手続

1 事業計画

- (1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 事業内容

(ア) 整備する施設

(イ) 事業費及び負担区分

オ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 整備する施設

(イ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、要綱別表の要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式4号によりあらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

- イ 事業の実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 成果目標の変更

3 費用対効果分析

事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資効率等を十分に検討するため、整備する設備等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総号食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて、あらかじめ費用対効果分析を実施し、費用対効果分析表を基金管理団体へ提出するものとする。

第4 事業の成果目標

- 1 成果目標は、製品重量当たりの製造コストを平成23年産と比較して7%以上減少させるものとする。
- 2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、平成27年度とする。

第5 助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した施設が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、事前に地方農政局長に協議の上、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

別記5

補助対象経費

基金管理団体の事務費及び事業実施主体がさとうきび増産緊急対策事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	<p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<p>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費</p>	
	印刷製本費	<p>事業を実施するために</p>	

		直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の購入経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の購入経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付するこ

		助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	と。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用したものに対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り	

		込み手数料	
印紙代		事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
社会保険料		事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
通勤費		事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合